

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成26年9月4日(2014.9.4)

【公開番号】特開2013-180853(P2013-180853A)

【公開日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【年通号数】公開・登録公報2013-049

【出願番号】特願2012-45155(P2012-45155)

【国際特許分類】

B 6 5 H 5/36 (2006.01)

B 4 1 J 2/32 (2006.01)

B 6 5 H 9/00 (2006.01)

B 4 1 J 11/02 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 5/36

B 4 1 J 3/20 1 0 9 Z

B 6 5 H 9/00 A

B 4 1 J 11/02

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月18日(2014.7.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回転自在なプラテンローラと、

前記プラテンローラに対向設置されるサーマルヘッドと、

前記プラテンローラの上流側に設けられた、用紙の全幅の下側をガイドする固定ガイド部と、

前記固定ガイド部の上流側に設けられた、用紙幅をガイドする幅ガイド板と、用紙下をガイドする下ガイド板と、用紙上をガイドする上ガイド板と、から成る、用紙幅方向で稼働可能な一対の用紙ガイドと、を有し、

前記上ガイド板は、前記固定ガイド部の上部にまで位置し、前記上ガイド板と前記固定ガイド部を平行に形成されていることを特徴とするサーマルプリンタ。

【請求項2】

前記上ガイド板は、固定ガイド部の先端の位置まで形成されていることを特徴とする請求項1のサーマルプリンタ。

【請求項3】

前記幅ガイド板は、前記固定ガイド部の上部にまで形成するとともに、前記上ガイド板よりプラテンローラ側に延出されていることを特徴とする請求項1のサーマルプリンタ。

【請求項4】

前記上ガイド板は、前記プラテンローラ側の先端部がR形状であることを特徴とする請求項1又は2のサーマルプリンタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係るサーマルプリンタは、回転自在なプラテンローラと、前記プラテンローラに対向設置されるサーマルヘッドと、前記プラテンローラの上流側に設けられた、用紙の全幅の下側をガイドする固定ガイド部と、前記固定ガイド部の上流側に設けられた、用紙幅をガイドする幅ガイド板と、用紙下をガイドする下ガイド板と、用紙上をガイドする上ガイド板と、から成る、用紙幅方向で稼働可能な一対の用紙ガイドと、を有し、前記上ガイド板は、前記固定ガイド部の上部にまで位置し、前記上ガイド板と前記固定ガイド部を平行に形成されている。

本発明によれば、プラテンローラの上流側に設けられた用紙の全幅の下側をガイドする固定ガイド部と、用紙上をガイドし固定ガイド部の上部にまで形成されている上ガイド板と、により、用紙をプラテンローラまで搬送することで、サーマルヘッドで印字する際の用紙のバタツキを防止することができるので、印字不良や用紙詰まりを防止することができる。

本発明においては、前記上ガイド板は、固定ガイド部の先端の位置まで形成されていることが好ましい。

上ガイド板は、好ましくは固定ガイド部の先端の位置まで形成されていることで、用紙のバタツキをより防止することができるので、印字不良や用紙詰まりを防止することができる。また、用紙幅が確認できる目盛の確認もし易くなる。

本発明においては、前記上ガイド板は、前記プラテンローラ側の先端部がR形状であることが好ましい。

上ガイド板の先端部がR形状であることで、用紙の印字面に損傷させることなくプラテンローラまで搬送することができる。